

防犯カメラの設置・運用に関するガイドライン

第1 ガイドライン策定の目的及び対象

1 ガイドライン策定の目的

当町では地域全体で連携し支え合いながら、誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指し、山ノ内町防犯カメラ設置事業が適正に運用されることを目的に策定するものです。

2 対象となるカメラ

このガイドラインの対象となる防犯カメラは、次の3つの要件をすべて満たすカメラとします。

(1)設置目的

地域住民の身近で起きる犯罪（住宅対象侵入窃盗、乗り物盗、車上ねらいなど）及び地域住民が不安に感じる事案（子供・女性に対する声かけ事案等）の発生を抑止するものとして設置するカメラです。

(2)設置場所・撮影範囲

道路や公園等の不特定多数の者が利用する場所を撮影するために設置すること。なお、設置に当たっては設置場所の所有者から占用許可を受けること。

【参考例】

道路、公園周辺、駐車場周辺、商店街、繁華街、鉄道駅周辺、複合施設などの商業施設周辺、スポーツ・レジャー施設周辺、観光施設周辺など

※事業所の事務所内や工場の敷地内、マンション・アパート等共同住宅の建物内など不特定多数の人の出入りが想定されない場所を撮影するカメラは対象となりません。

(3)設置機器

画像記録媒体装置または外部記録媒体に保存する機能を備えたカメラであることとします。

第2 防犯カメラの設置及び運用に当たって配慮すべき事項

1 設置目的の設定と目的外利用の禁止

管理責任者は、防犯カメラの設置目的（犯罪の防止等）を明確に定め、目的を逸脱した利用を禁止することとします。

2 撮影範囲・置場所等

防犯カメラで撮影された画像は、その取扱いによってはプライバシーを侵害するおそれがあるため、どこにても防犯カメラを設置し、撮影してよいというものではありません。設置者等は、防犯効果が発揮され、かつ、不必要な画像が撮影されないように撮影範囲を設定し、設置場所、撮影方向、設置台数を定めることとします。

3 設置の表示

管理責任者は、犯罪抑止効果及びプライバシー保護の観点から、誰にでもわかるように、撮影対象区域内又は付近の見やすい場所に、防犯カメラを設置していること及び設置者等の名称を表示することとします。

4 管理責任者、取扱担当者の指定

管理責任者は、防犯カメラの管理及び運用を適正に行うため、管理責任者を指定することとします。また、管理責任者が自ら防犯カメラの操作をすることができない場合は、取扱担当者を指定し、その指定を受けた者だけに機器の操作等を行わせることとします。

5 設置者等の責務

管理責任者は、プライバシーに十分配慮した取扱いをするため、次の事項を守ることにします。

- (1)撮影された画像を適正に保存し、管理すること。
- (2)撮影された画像の利用や提供を制限すること。
- (3)問い合わせや苦情等に対して適切に対応すること。
- (4)その他防犯カメラの適正な設置及び運用に関し、必要な措置をとること。

6 撮影された画像等の適正な管理

管理責任者及び取扱担当者は、画像等の漏えい、滅失、き損、改ざん等を防止するため、次の事項に留意して必要な措置を講じることとします。

- (1) パソコン等で防犯カメラの画像を取り扱う場合はウイルス対策ソフトを導入することやパスワードを設定するなどセキュリティー対策に十分な配慮をすること。
- (2) 保存した画像は複写や加工を行わないこと。
- (3) 画像の保存期間は、設置目的を達成する範囲内で、必要最小限度の期間（概ね一か月以内）とすること。ただし、業務の遂行又は犯罪・事故の捜査等のため特に必要と認められるときは、保存期間を延長することができる。
- (4) 保存期間を経過した画像は速やかに消去するか、または上書きによる消去を確実にすること。
- (5) 記録媒体を廃棄処分する場合は、破碎又は復元のできない完全な消去等を行い、画像か、読み取れない状態にするとともに、処分の日時、方法等を記録すること。
- (6) 防犯カメラの構成機器をインターネットに接続し、又は無線を利用して運用する場合は、ウイルス対策ソフトウェアやパスワードを設定するなどして、情報漏えい防止措置に特に配慮すること。

7 撮影された画像等の閲覧・提供の制限

- (1) プライバシー保護のため、次の場合を除き、設置者等、管理責任者及び操作取扱者が、撮影された画像を設置目的以外に利用することや、第三者に閲覧させたり、提供したりすることを禁止することとします。なお、第三者に画像を閲覧させ、又は提供する場合は、できるだけ関連する部分に限って行うこととします。

ア 法令に基づく場合

裁判官が発する令状に基づく場合や捜査機関からの照会（刑事訴訟法第7条第2項）、裁判所からの文書送付や調査の囑託、文書提出命令（民

事訴訟法第186条等)、弁護士会からの照会(弁護士法第23条の2第2項)に基づく場合

イ 町民等の生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために緊急の必要性がある場合や迷子や認知症等の行方不明者の安否確認に必要な場合、災害発生時に被害状況を情報提供する場合

ウ 捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のため情報提供を求められた場合

エ 画像から識別される本人の同意か、ある場合又は本人に提供する場合

(2)画像を第三者へ閲覧させたり、提供したりする場合は、管理責任者及び取扱担当者が、その必要性を十分検討するとともに、閲覧させるのみとするか、提供するか慎重に判断することとします。また、画像を閲覧させたり、提供した時は、相手先、日時、目的、画像の内容等を記録することとし、要請者に身分証明書等の提出を求めるなど、身元確認を確実にすることとします。

8 秘密の保持

管理責任者及び取扱担当者は、防犯カメラによって個人情報を大量に収集し、管理することになりますので、言うまでもなく、画像から知り得た情報を漏えいしたり、不当に使用したりしないこととします。なお、その職でなくなった後においても同様とします。

9 保守点検等

管理責任者及び取扱担当者は、防犯カメラの機能維持のため、録画状況を確認するなどの日常的な点検に加えて、定期的に保守点検を行うこととします。また、パソコン等で防犯カメラの画像を取り扱う場合は、最新のウイルス対策ソフトを導入するなどセキュリティー対策に十分な配慮をする必要があります。

10 問い合わせ・苦情等への対応

管理責任者及び取扱担当者は、防犯カメラの設置・運用に関する問い合わせや苦情等には、誠実、迅速に対応することとします。なお、あらかじめ、問い合わせや苦情対応担当者を指定し、対応要領を定めておくことも誠実、迅速な対応のために有用です。

11 個人情報保護法の遵守

防犯カメラに記録された画像は、特定の個人が識別できる場合には、個人情報に該当し、個人情報の保護に関する法律により保護の対象となります。よって、設置者等、管理責任者及び操作取扱者は、個人情報を取り扱う場合は、このガイドラインのほか、個人情報の保護に関する法律に基づき、適正に取り扱うこととします。

第3 防犯カメラ等の運用規程の作成と適切な運用

管理責任者は、このガイドラインに基づき、防犯カメラの設置・運用を適正に行うため、設置目的や運用形態に合わせ、次の事項を盛り込んだ設置・運用規程を定めることとします。

- (1)設置目的
- (2)設置場所、設置台数、撮影範囲、設置の表示
- (3)管理責任者等の指定
- (4)保管場所、保存期間等画像の管理
- (5)画像の利用及び提供の制限
- (6)保守点検
- (7)問い合わせ、苦情等への対応
- (8)その他必要な事項

第4 申請前の事前協議

町では、多くの地区が当補助金を活用いただけるよう、また、スムーズに手続きか、進められるよう、前年度から相談を受け付けます。設置場所、防犯カメラの機器、個人情報保護の観点ほか様々な点について、事前ご協議いただくことが翌年度実施に向け、スムーズな事業執行につながりますので、お忘れなくご協議をお願いします。